

增鏡  
子  
河  
下

福永喜久子





序

多くの期待をこめて、新しい物語を読み出さうと  
する喜びに心を躍らせてつゝ、この増鏡を手にしたのは  
二年前の花の春後期二年へと進級したその四月であ  
つた。増鏡 さうして國文學上に名ある物語を読む  
のは始めてであつたが爲に余計に嬉しかつたのかも  
知れない。ともあれさうして喜びの中に最初の頁を  
繰つた私であつた。けれども最初の中は今までとは  
一段と程度の高いこの本を読むのに相當の努力を要  
することゝが腹立にいくもどかしく思はれるのであつ  
た。が夏となり秋となりだんくんと巻をかこねてゆ



く中に讀むのにも勞を要さなくなりその氣品ある典雅な文に深い執着を覺えうやうになつた。余韻ある床しい筆に記されたその一卷の歴史物語はその頃の私の心に深い感銘を興へ消え難い美しい夢をのこした。或は逆賊の不忠の爲に雲の浪煙の波の幾重とも知れぬ境に世を過し給ふ。上皇の御身の上に悲憤を覺え或は麗らかに霞み渡れる春霞の中花の木陰に蹴鞠に興し給ふ公達の遊びに淡い憧れを覺えて私の心はこれに讀みよける間は何百年の昔に遊ぶのであつた。かうしたこの書に対する興味は終にこの物語についてしつと深く知りたといふ欲望を私の心にも

たらした。そしてもうたくしてこの物語も讀み終らうとする昨年の春の頃からさうぶ、ではあるけれどもその仕事にとりかゝるやうになつた。けれども僅かの豫習復習の餘暇と學校での自習の時間等をさいてなす仕事とてなかくにはかゝらずにあらたさういこの一年は過ぎてしまつた。この書にあらはれたる有職故實遊藝風俗などまだく調べたいことはいくさんあつたが時日のたりなかつた爲にそれ等を省いてこゝには調べられぬ程度の作者及び年代「遊藝風俗」の一部女子の装束についてと「年表及び感想」をあらせて一冊とした。

ここにこの仕事の最初から常に變らぬ御親切もて御導きいただいた竹田先生に深く御禮を申し上げます。十一年の同系しく學んだこの懐かしい學び会を去る日も近づいた今この一冊がいつまでも樂いかつた學窓時代の思ひ出となつてわう祈りつゝ筆を措く。

昭和七年二月

目次

- 一 作者及び年代について
- 二 増鏡にあらはれたる遊藝風俗
  - (一) 遊藝
  - (二) 風俗(女子の装束)
- 三 年表
- 四 感想
  - かどろの下 新島守 久米の四山

作者及び年代について

治承四年 後鳥羽天皇后降誕より筆をおこして元  
弘三年 後醍醐天皇隠岐より還幸まで十五代百五十  
四年の歴史を述べ、尊王思想を以て一貫し、事実を記述  
して精細にして正確かつその叙述の優艶典雅で甚だ  
感傷的筆致に富むこの歴史物語は一体どの時代に如  
何なる人の手によつて書かれたのであるか。といふ  
事は久しく私の疑問と知りたいと望んでみた事であ  
つた。けれどもこの作者に關しては古來諸説紛々  
として定まらずはつきりと作者を断定することの困

難なるを知らねばならなかつた。とはいへ色々の書物により國文學上に權威ある方々の持説を彙合しその大旨を知ることが出来た。次にその諸説を擧げてみよう。年代は大體諸説一致してゐる。

一一條冬良作

この説はかなり古くから俗説として傳つてゐたもののやうである。けれどもだんくくしてゆくと古寫本の奥書に「永和二年(二〇三六)女房のうつし書きたるを應永九年(二〇六三)寫し畢んめと見えてをり、公卿補任に公は「永正十一年五十一才よて薨じ給へり」とあるので「寛正五年(二一二四)

の生れでいらつしやうことが分る。即ち永和二年は寛正五年に先だつこと八十八年で時表は更に合はない。

故にこの書の成された時代は、この書に書きとめられた元弘三年から、即ち紀元一九九三年からこの奥書に記せる「永和二年(二〇三六)までの四十四年間なることが決する。

一 成恩寺岡自經嗣公選述

「公は和文を好み給ふ筆意しよきれな」と断定してゐる書もある。

一二條良基作

確証はない。

一一條兼良作

未だ従ひ難い。

總括説

年代 正慶二年(元弘三年) 永和二年

作者 宮廷に密接なる関係ある人

一條冬良

兼良

成恩寺経嗣

二條良基

南北朝時代の某

に擬せられてゐる

發端嵯峨の清涼寺で老尼と古典に興味のある侍との對話に筆を起したのは大鏡の体に倣つたもので、毎卷の題を「おどろの」新島守など、卷中の歌詠雅語を以て名づけたのは榮華の踏襲であらう。又この對話中大鏡以後の國文の史筆を列挙したところから推すと作者は已にこれ等の數書を讀破した人であらう。及びこれ等國文の史筆の後継者たらんとする確然たる意識の下に書いたものなることを推測せられる。作者が和漢古今の學に造詣深きことは已にその發端に於て、涅槃經序品、法華經壽量の偈



清涼寺縁起扶桑略記後漢書禮儀志などを引用して  
駆使自在なのを見ても知られり以下本文の記事  
によつて察するに、その學殖は國史漢史有職故實地  
理遊藝の百般に亘つて略々當時の最高教養を代表  
して居つたと想はれる。

増鏡にあらはれた遊藝風俗

一 遊藝

歌合

歌人を左右に分ちその詠歌を對比させて判者に優  
劣を判せしめ勝負を定めろあそびである。歌論議  
（うたらんぎ）ともいふ。

先づ豫め左右の歌人を定め歌題を出し又左右の頭  
及び方人（念人）を定めろ。その日の諸役には判者左  
右の讀師講師籌刺（かづとり）などがある。判者  
は堪能重代の歌人をこれにあて方人は各々自分の  
方を助けろ。讀師が左右一番づゝの歌をとつて講

師にさづけ講師がこれを吟じ判者がその優方を定めて判詞を加へ審判が審判を刺具に刺し最後の審判を終へて後審判を算へて左右の勝敗を定めるのである。判詞は漢文を以てすることもあり歌を以てすることもある。又左右の方人が互に褒貶論議し衆議が決しないとき判者がそのよしあしを定めることもある。これを衆議判といふ。又左右の詠歌の中で勝れたもののみを選び出して合せてすることもある。これを選歌合といふ。又自ら自分の歌を合せて判詞を老練の歌人に乞ふこともある。これを自歌合といひ職人の心になつて詠んだ歌を職人合といひ

謎を解いた歌を合せるのを謎合といひその他古人の歌を合せて物語の歌を合せるなどいろいろあり或は根合前裁合瞿麥合などとあつて一様でない。書式によつて題歌人判者及び方人を記し次に合すべき歌及び判詞を記す。今左に歌合の例をあげてみる。

〔内裏歌合〕

天徳四年三月三十日

判者 右大臣 藤原実頼

九番 藤

左

朝忠

紫に匂ふ藤浪うらけはつて松にぞ千代の色はか

れり

右勝

われ行て色みづばかり住吉の岸の藤浪おりなつ  
くしそ

左歌水なく藤浪といふことばよき歌に折  
折あり。されどもたづねる人なければとま  
れるなるべし。歌合まはいかゝあらん。こと  
によせぬばあまじ。いはれなし。猶水地岸  
などよすべかりけり。歌おらは清げなり。右  
歌同じ浪あつに岸によせたればたよりあり。  
かくぞ古きにもある。藤浪おしなべていふそ

にもあらず。水氣色もこわうにぞみゆる。小  
臣河原大細言云、最艶也、暫時擬之間、右方人申云、  
左歌水によらすばいかゝと怒申、事理可然、仍以  
右為勝

歌合の起原については、草合、花合などから出て、佛家  
の論議に倣つたものであらうといふ説がある。講  
師、讀師、判者などいふ名はすべて論議と同じである。  
歌合の今日に知られてゐるものでは、在原民部卿家  
歌合が最も古く、これに次いで仁和寺中將御息所歌  
合、寛平法后宮歌合、陽成院歌合、寛平歌合、朱雀院女  
郎花合、亭子院有心無心歌合、天曆歌合、天徳四年内裡

歌合等がある。天徳以前の歌合は風流を旨とし、勝負を定めただけで、未だ判詞を付けなかつたが、天徳以後になつて始めて優方を批判し、式目もこゝに整備したので、後世これをこの遊びの規模とした。その後和歌の流行と共に歌合も流行し、良辰佳節毎に行はれた。鎌倉時代には左大将家の六百番歌合、建仁元年の千五百番歌合などと、浩瀚なものもあつた。かうして歌人のその勝敗に心を勞するものも多く、歌論の研究も盛に行はれたが、室町時代以後となつて、歌合は漸く衰へた。

### 詩歌合

歌合の一種で、漢詩と和歌を合せてのものである。菅家萬集和漢朗詠集なども一種の詩歌合といはれ、相違ないが、一般的にいふ詩歌合は、歌合から変じたもので、多くは同題でつくつた詩歌を審み合せて判者がその優方を判断するものである。最も古いものは元久詩歌合などであらう。詩歌合は後世漢和連句などと変じたが、それとへ元禄以後は殆んど絶滅したやうである。

### 蹴鞠

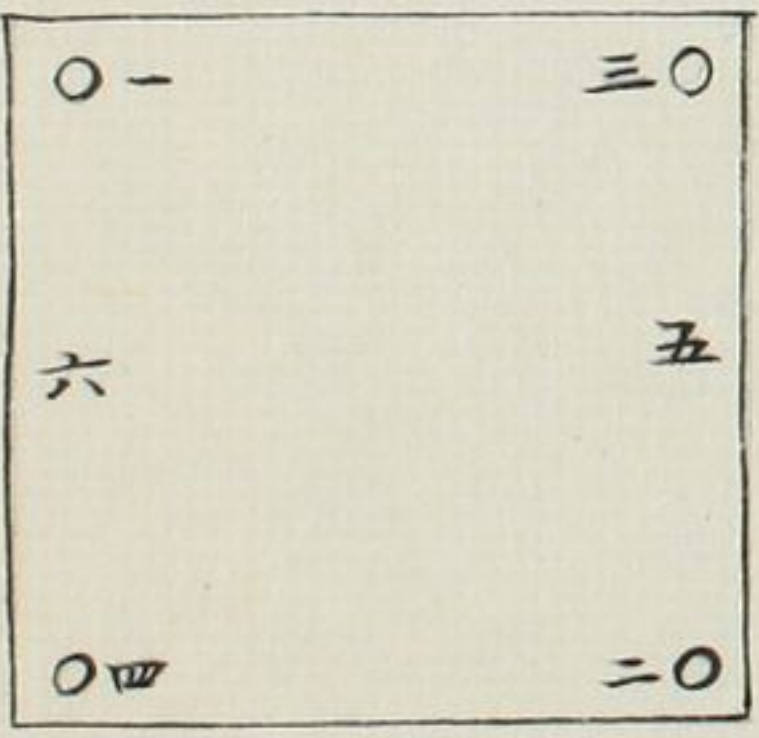
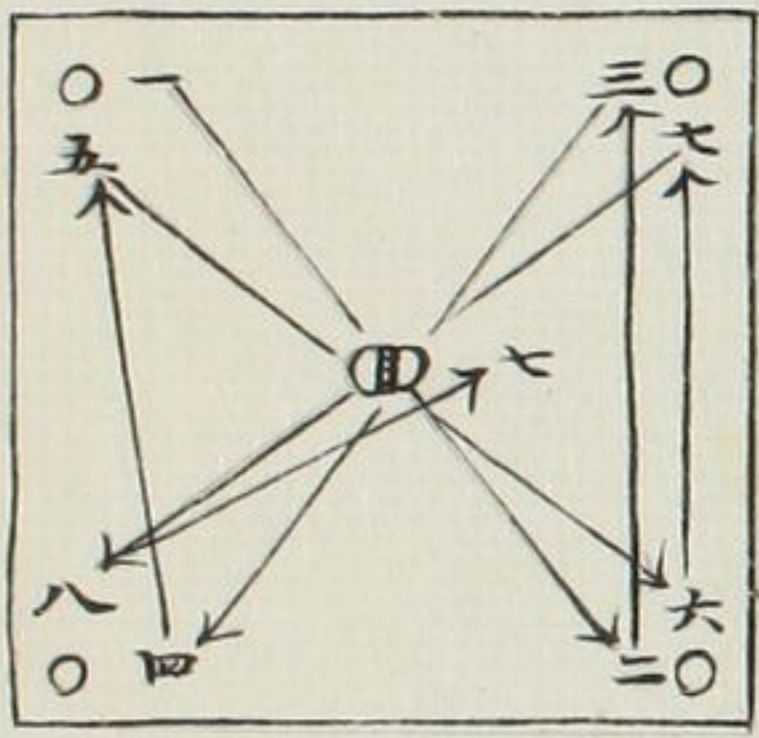
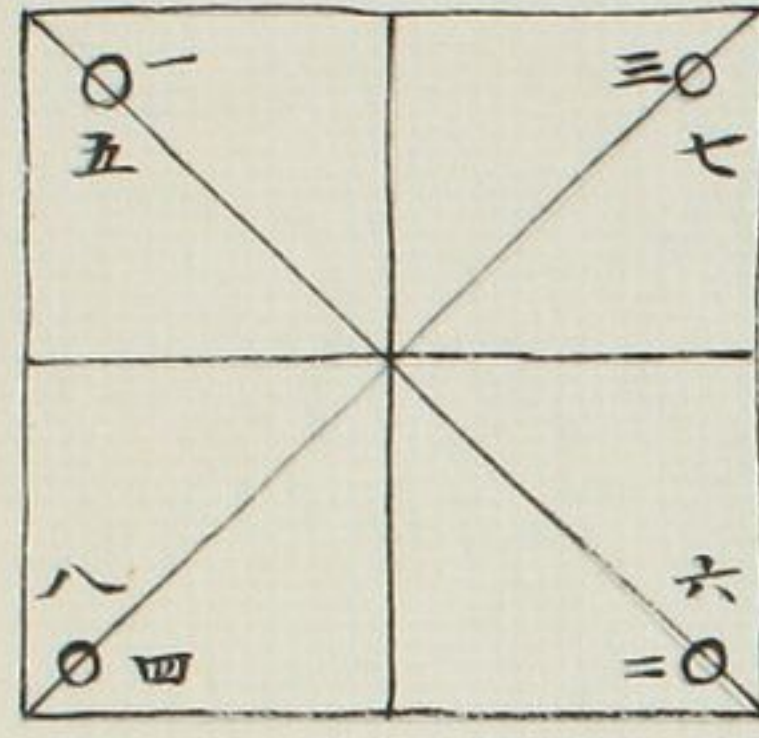
庭上に於て革製の鞠を蹴る遊技。この起原は非常に古く、日本紀に皇極天皇の朝に厩戸皇子と藤原鎌足と法隆寺の槻の木の下で鞠を蹴給ふたといふ記事があるので、大寶以前からこの遊技があつた事が分る。埃囊抄に「用明天皇の時、唐土より渡れり」とあるが、先づその頃から始つたやうである。支那では史記蘇秦傳の別録に「傳言黃帝所作云々」とあり、西京雜記に漢の成帝が蹴鞠を好んだといふ一語を載せてある。これを以て考へると、五帝の古はいさ知らず漢代には既に行はれた遊技であることが分る。我が國には支那から朝鮮を経て傳來したので

あらう。奈良平安朝時代に公卿の弄んだといふものは多くの書にみられるが、中でも平安朝末期から鎌倉時代の始めにかけて殊に盛行し、上は至尊より指紳たる鎌倉武士の間にも及んだ。こゝに崇徳天皇の朝に待從軒大納言藤原成道といふものがあつたが、この人が非常に蹴鞠を好んで倦まず練習し、その技は殆んど神に入つた。此の人から傳つた書もあつたが、藤原頼輔といふ者は成通の教をうけて、その技の奥を究め、これをその孫宗長雅経の兄弟に傳へた。後鳥羽天皇はこの技を好み給ひ、宗長を師とあそばしたこともある。それ以後宗長の家を

難波といひ、雅経の家を飛鳥井といひ、兩統が相並んで斯道の師範家と定つた。足利時代には難波家が衰へて飛鳥井家ばかり栄え、徳川時代に至つて難波家に宗建といふ人が出てその技は妙を極めその家を中興した。この人は実に蹴足の強くその蹴た鞠は紫宸殿を越えて遙に中御所の由坪庭に落ちたといふ。この頃から江戸にも將軍大名等が彼の兩家に入門して此の技を習ふことが流行した。維新後は一切廢れて僅かに京都あたりで古老が好事に弄おばかりとなつた。

此の技の作法は先づ鞠を蹴る場所をかりといひ

四角の庭の四隅に木を植える。もとは何の木と必ず定まつてもみなかつたが或書には櫻(良の方)柳(葉の方)楓(坤の方)松(乾の方)とあり大方はこれを正式としたやうである。此所に八人若しくは六人四人と立つて蹴るのである。そしてその上位を軒といひ可座ともいつた。師範家である難波飛鳥井兩家の人がたつところである。先づ八人立つていふ



と右図の如く八境と云つて三角形の筋の中を一部とし一人の区域とする。もし鞆をその区域外に蹴出しにならばその部の人かうけて蹴るのである。かうして八人立つにならば八人立の八(六人立ならば六人達ならば四)が進み出て中央に置かれた鞆から三歩ばかり前に蹲ひながら進み右の手の拵指と人指とで執皮を摘み鞆を右に向け右手を添へて腰皮のところを横にふくろを上下にし蹲ひのまま三歩退いて立つ。この際八人立の七(六人立ならば五)の人が進み出て中央から三尺ばかりの所に立ち渡鞆をうけるのである。(依つて七八の距離は六尺ば

かりとなる。八は七の進むのを見はからひまづ右次に左次に右足で虹形に一足で蹴渡す)受けた人(即ち七)は小鞆を蹴て軒(即ち二)に渡し軒から二三と(三)図の如く順次に蹴渡し八がうけて更に軒に渡す。軒が受けて揚鞆をなすのである。此の外種々の作法がある。みな深い故事の習慣とか傳授とかによるものでこゝには調べつくせないのて省略する。この式に用いる鞆は鹿の滑した革で二枚を中下つないで作りその重つた所を腰革ともく、りともいふ。これに紫革の細いのを指し通したのもある。それを執皮といふ。

## 舞樂

唐韓傳来の樂儻及び我が國で製作した樂儻の總稱。舞樂の起原は三韓樂の傳來と共に最も上代に属し奈良朝に及び唐隨の樂が盛に傳來するやうになつていよく發達した。聖武天皇がこれを佛會の資とし給ひしより以來舞樂と佛會とは常に離るべからざる關係となり平安朝に至つては支那歷朝中最も進歩した唐朝新製樂が更に傳來しこれによつて啓發せられ舞樂はこゝに一新紀元をひらいた。實に平安朝は舞樂の新製せられたと共に完成せられた時代で宮中の朝儀佛會遊幸の際には必ずこれを

行はれ中にも 村上天皇御宇から 堀河天皇御宇に至るまでの間はその極盛時代でこゝに於て舞樂は我が宮中樂即ち朝廷樂としてひびきつゝき貴重せられ明治初年王政復古に際しては宮内省式部職の一部に雅樂部を設置せられ世襲の樂人を任命して毎年正月五日の新年宴會に恒例の舞樂を行はせられたることゝなつた。思へば舞樂はその起原を李唐三韓に發し我が國中世幾多の樂制上の變革あつたにもかゝらずその母國たる漢韓に於て既に廢絶に歸したにもかゝらず一千有餘年の久しきにわたつて朝廷保護の下に依然その舊觀を保存してあ



る意義深きものである。凡そ舞樂を演奏するには  
庭上又は臺上に高さ三尺方二丈四尺の舞臺をくみ  
たてその上壇に敷舞臺(高さ四尺方一丈八尺)を置き  
平面に緑色の純子を敷き下壇に黒塗板を敷き朱漆  
の扶欄を四周しその四隅に金の寶珠をつくる。又  
前後両辺に二三級の階を設け階を匝らして紺地純  
子の幕を張りその四隅に流蘇を垂れる。これを水  
引と名づける。又舞臺の左右に大太鼓大鉦鼓を始  
め樂器を具へその兩側に繡綬を施した屋舎をつく  
る。即ち左右の樂屋である。三管及び鞆鼓の樂師  
は左方樂屋に三管及び三鼓等の樂師は右方樂屋に

居る。左方はこれを唐部といひ右方は拍部といふ  
以上は正式の設備である。  
舞樂の組織に關しては又いろいろ差異しあり奥深  
いこと故こゝに省畧する。

## 二 風俗(女子の服装)

飛鳥川、龜山殿御幸の章

大宮院は白菊の御衣、東二條院は青紅葉の八菊の御  
小袿たてまつる。

老の浪持明院殿御幸の章

女房別當の君……… 榊櫻の七、紅の打衣、山吹の上着、赤

色の唐衣すゝの袴にて

鞋 上看 重鞋 御衣

鞋は常に婦人の上衣で祝儀式日晴れの時はこの上に唐衣裳を襲用するのである。うらぎといふ名義は打ら鞋けて着る服だからかういつたのである。然るに重ねの上看のみを鞋といひ又下の重鞋を唯鞋ともいひ上下通して御衣ともいふ。別當の君の山吹の上看といつたのはこの重ねの上看をいつたものと思はれる。大宮院の白菊の御衣といつたのはこの上下通しての意味でかゝれたのであらう。

中古の日記草子の類に書いてあるのは皆この定めである。けれど又紫式部日記枕草子により單に上看のみを鞋ともいつたが又唐衣上衣下衣をおこなべて御衣と稱へたことも知られる。又上に着るのを上看下に重ねるのを鞋と明らかにかに書きわけてあるものもある。

重鞋は幾枚重ねるのを本式とも記したものはないが大分は五領乃至七八領重ねた例も諸書にみえてある。甚しいのは十五領から二十領に及んだこともある。青紅葉の八樺栂の七などといつたのはこの八枚重ね七枚重ねのことであらう。

小鞋

大鞋といふものがあるのに対しての稱で又うらき  
うものであるからかういつたのであらう。 装束要  
領抄後附にこれは唐衣のかほりに上に著るものな  
り。 唐衣裳などを畧して小鞋を着たるは衣冠の如  
しといつてある。 小鞋は正装の具ではないけれど  
もされはといつて下臈女房などの着るべきもので  
はない。 至二條院がら遊びの行幸の時この装ひを  
あそばされたのもうなづかれる。  
又表衣の上に裳をまとひその上に小鞋を着たるは  
猶敬禮のしるしといはゆる衣冠の装ひ程にあたり

裳を畧して小鞋だけなのは全く褻の服となるので  
ある。

小鞋の製り古へのは分らないが近世のは大方五衣  
の表衣に異らない。

打着の五衣の時には畧することもあるが小鞋の時  
は決して畧さない。 單と共に重ねて着るべき作法  
だといふことである。

打衣

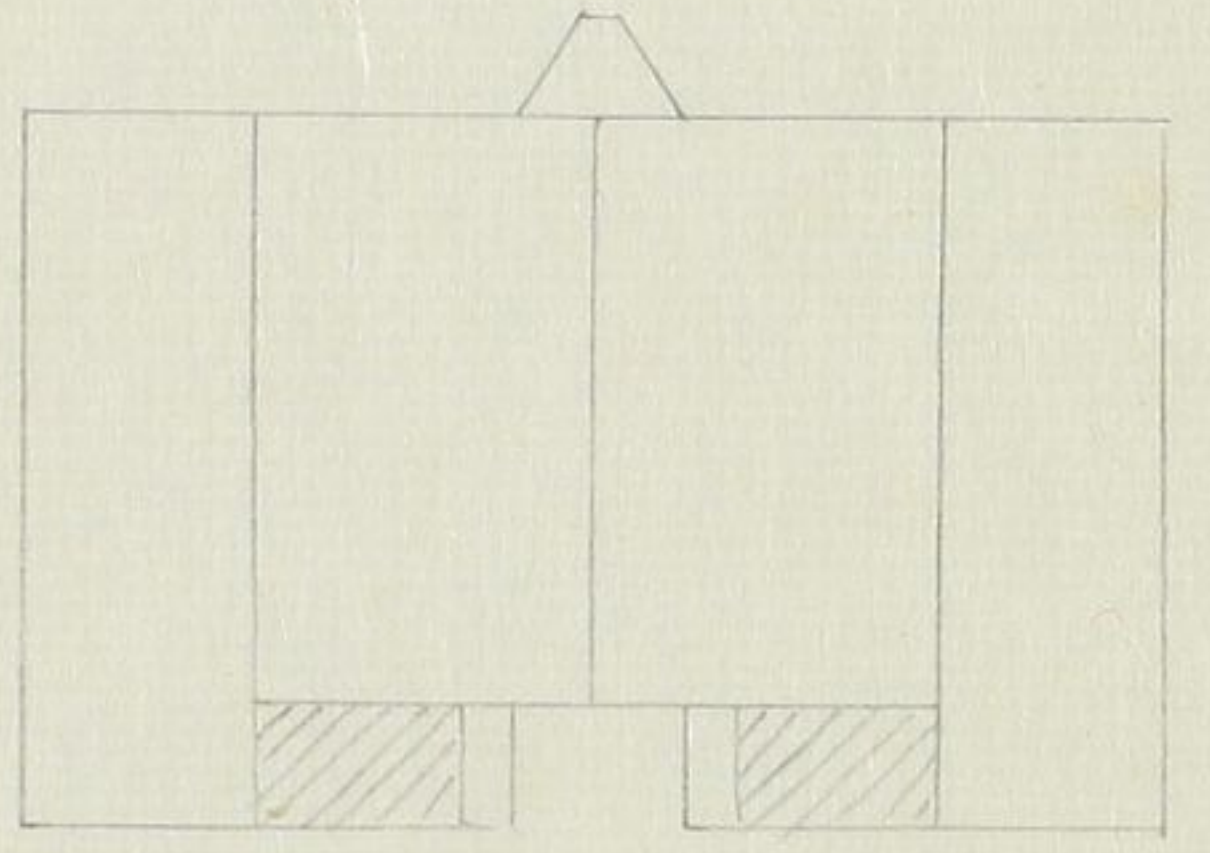
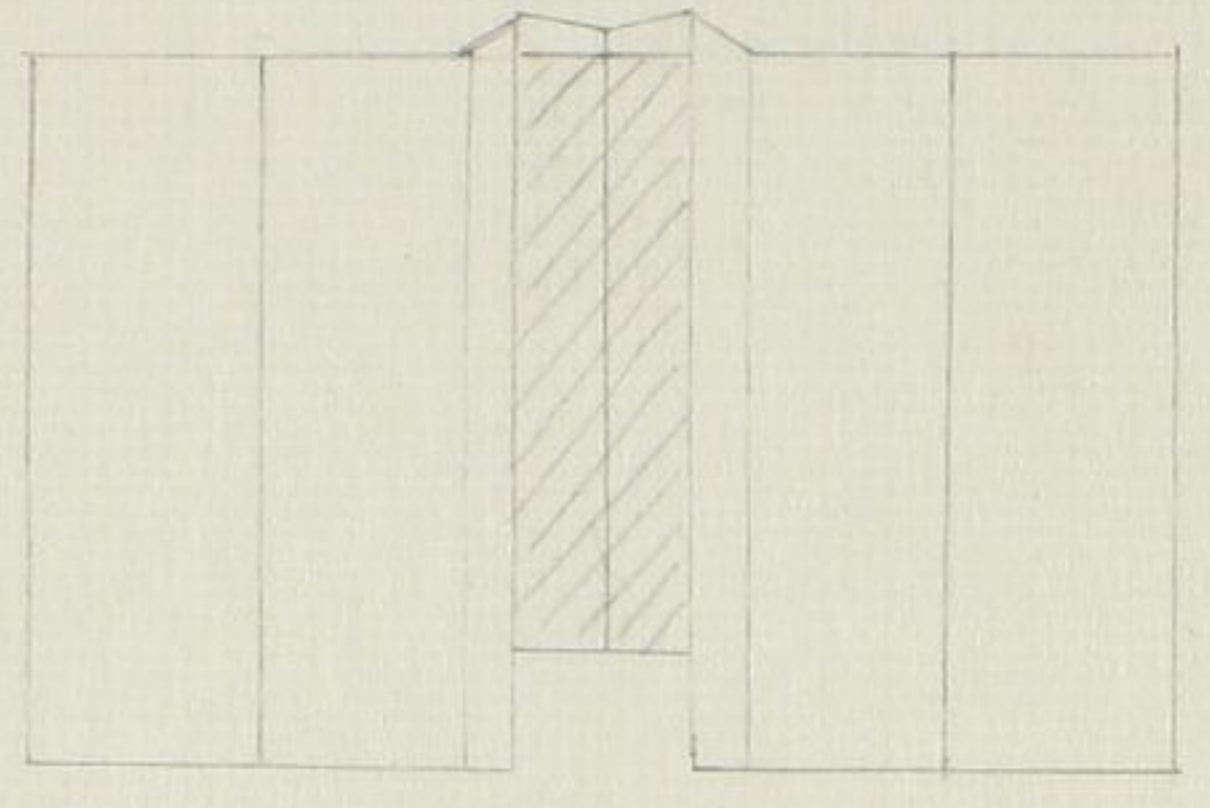
表衣の下重鞋の上に重ね着るものであるが通例は  
畧することがあるといふ。 但し小鞋には畧する事  
はない。 女官飾抄にうらぎぬの事紅の綾をうらて

重ねられ候、をさなる人は濃きうら衣なり。夏冬かはらず、ひきつくらふ時重ねられ候。常はひとへばかりを重ねるなり。又ひとへの上に打衣を重ねることもありとある。

打衣のいはれは昔は砧にて打ちて光を出したからの名であるといふ。

唐衣

唐衣は唐朝の服装を模したもので、总体身だけと袖幅とは短く、身の前は少し長く、袖の丈と同く、且身と袖とは縫ひふだけて連ねうしろは袖丈より身の方が短い、一種異様な服である。



枕草子名の評の章に「からぎぬは短き衣としそいはめ、されどそれほもろこし人のきうものなれば」とある。

唐衣を着る人の身分は上臈女房より下臈下仕に至るまでおしわたして人を選ばぬ定めなれど、その中

天皇	後	鳥	羽	土
上	後	白	河	後
年号	壽永四	文治二	建久元	建久元
皇紀	1845	1846	1847	1848
記	成即位 (三月二十五日)	成書姑 (十一月一日)	藤原俊成千載集を撰す	御元服 (二月三日)
事			法皇崩成 天皇成親政	御讓位 (二月十三日)
				成即位 (三月三日) 御禊 (十月二十七日) 大嘗祭 (十月廿日)
				賴朝佛髮死す (二月)
				賴家將軍となる (六月二十三日)
				千五百番歌合

に禁色の制がある。紫式部日記に「東の對よりまろのぼる人々を見れば色ゆるされたりは織物の唐衣云々又御簾の中を見渡せば色ゆるされたり人々は例の青色赤色の中から衣云々」とある。

すゝしの袴

婦人の服装には暗にも襲にも紅の袴をほくのが常である。が中古以前には紅にも限らなかつた。源氏物語夕顔に「童女の黄なるすゝしのひとへ袴はさたりあり」とある。この別當の君の場合もこの例に洩れない。

仲五		徳	
順		御鳥	
三	承久元	六	三
1881	1879	1878	1875
後鳥羽院鳥羽殿へ入り給ふ 御髭髪	東兵都に攻め入り(六月十五日)	伊賀判官光季を誅す	御即位 藤原道家攝政となる(四月)
御讓位(四月三日)	藤原頼経將軍として東につかはさる	實朝權大納言左大將を兼ね 内大臣となす	實朝僧公曉にうたふ 政子將軍となる
		北條時政薨す 義時執權を継ぐ	天皇御百首の御製を詠み給ふ

順		門		御		
土		後				
二	建保元	建曆二	承久四	承久二	元久二	建仁三
1874	1873	1872	1870	1868	1865	1863
春日行幸	將軍実朝正二位となる(二月二十七日)	大嘗祭(十月十日)	先帝太上天皇の尊号をうけ給ふ	御即位(十一月)	二の宮守成親王御元服(十一月二十日)	内裏炎上(十一月)
					詩歌合(六月十日)	新古今集成
					竟宴(三月二十六日)	御元服(正月三日)
						頼家髭髪(九月十日) 修善寺よりうたふ

深	後元			峨嵋	後元	條
	後					
建長四	(建長三)	寶治二	寛元四	寛元四	仁治三	仁治二
1912	1909	1908	1906	1906	1902	1901
宗尊親王御元服(正月八日) 東へ向け都を御	京師大火蓮華王院焼く(三月二十三日)	内裏炎上(二月一日)	御即位(三月十一日)	御讓位(正月二十九日) 京師大火	御即位(三月十八日) 御禊(十月)	御元服(正月五日)
					邦仁親王御位に東より傳ふ	御元服
					御踐祚	
					天皇崩御(正月九日) 順徳院崩御	

四		河	堀	後元	恭
延治元	貞永元	寛喜三	貞治元		
1877	1894	1892	1871	1882	
後鳥羽院崩御(二月二十三日)	後堀河院崩御 仲恭院崩御	御即位	土御門院崩御	御元服(二月三日)	とたり給ふ
					御即位(七月九日) 御父守貞法親王太上天皇
					順徳院佐渡へ遷幸(七月三日)
					土御門院土佐國幡多に遷幸(十月十日)
					御退位(七月九日)
					隠岐へ遷幸(七月十三日)

山	
深	
嵯	
文永九	1932
世仁親王宣下 立坊(八月十五日)	
後嵯峨上皇白河殿に月見の御歌合催し	
給ふ(九月十五日)	
亀山殿へ御幸(十月五日) 御帰髪	
後嵯峨上皇亀山殿行幸(二月十七日)	
壽量院へ行幸(二月七日)	
天皇壽量院へ御幸(三月五日) 院の遺詔を聞	
召す	
後嵯峨院崩御(二月十五日) 菩提院におくり奉	
り(二月十五日)	
大宮院御落飾(二月二十三日)	

龜	
後	
嵯	
正元一	康元二
弘長三	正元一
文永二	正元一
三	三
五	五
1928	1917
龜山殿行幸(三月)	御即位
龜山殿の御歌合(九月十五日)	御讓位(十月十五日) 太上天皇の尊号奉
將軍宗尊親王俄かに御上洛	春宮御元服(八月十五日)
後嵯峨上皇五十の御賀蒙古軍のこわ	大宮院一切経供養をせしめ給ふ(三月五日)
ら	東二條院后に立ち給ふ
	出發(三月十五日) 將軍の宣旨にまはり給ふ



九六	園花九五	條	二	後九四	後三	見
後						
見						
多						
伏						
宇						
山						
文保二	文保元	正和一	延慶二	嘉元三	嘉元二	正安三 永仁六
1978	1977	1972	1968	1965	1964	1961 1958
御即位(三月十九日)	伏見院崩御	玉草集成(三月二十日)	天皇崩御	龜山院崩御(九月十日)	後深草法皇崩御(三月十日) 翌日深草殿へ渡 奉)	東二條院薨去 天皇御即位 天皇御即位 浅原為頼父子禁裏を犯す(三月九日)
大嘗祭(十一月十日)						

伏九二	多	宇	後九
後			
草			
龜			
三	二	正應一	弘安二 文永二 文永三
1950	1947	1948	1941 1939 1934 1934
紫宸殿の獅子狛犬中より割(三月四五日)	將軍堆康親王廢せられた上洛 胤仁親王立太子	鳥羽院へ朝覲の行幸(三月三日) 御還幸(三月六日) 御即位(三月十日)	蒙古牒状をもらる 筑紫へ寄てたる蒙古軍六萬艘神風にあ ひ覆没し我が軍これ掩撃す(七月日)
持明院殿の御蹴鞠			
内侍所御拜(二月十日) 御即位(三月十日)			
御讓位(二月十日)			

後

伏

柁

元亨二

正平一

1981

1984

安福殿の御歌合(八月十五日)

後宇多法皇御腦重らせらる(八月下旬)崩御

(六月三日)

六波羅の兵土岐十郎多治見藏人を殺し

日野資朝藤原俊基を捕ふ

天皇東に御誓言をたまふ

日野資朝佐渡に流さる

権子内親王齋宮に卜定

元徳二 1990  
天皇御不例 藤原俊基再び捕へらる

元弘一 1991  
天皇兵を召し給ふ武家禁裏を固む

天皇皇居を潜出し給ふ(八月三日)奈良に

醍

見

園

元弘二

元弘三

1992

1993

行幸笠置寺に入り給ふ(三月)  
笠置落ち天皇敵に御身を任せ給ふ 平  
等院に還御(九月三日)

天皇六波羅南殿に遷御

天皇隱岐へ遷幸(三月七日)

楠木正成千早城を築く

護良親王令旨を發し兵を集め給ふ

天皇隱岐より潜幸(三月)伯耆につき名

和長年を頼みて船上山にこもり給ふ

新田義貞兵を擧ぐ 鎌倉に攻め入り(三月)

北條高時等自害す(三月)

酉胡

天皇京都還幸(六月六日)  
大塔宮御入都(六月十日) 將軍の宣旨を蒙り  
給ふ

感想

おどろの下

承久の乱と元弘の乱とを爆発点としてかゝれた  
皇室と武家との争闘史とも見らるべき増鏡の最初の  
巻としてふさはしい重みのある一文である。先づ承  
久の御企の中心ともなり給ふべき後鳥羽上皇の御  
事から書き始めて土御門上皇 順徳上皇の御事と  
筆をすゝめその間に武家の専横に對する御不平をか  
すかに匂はせてある。

御門姑まう給ひてより八十二代に當りて  
後鳥羽院と申すおほいましき御諱は 尊成。

れは 高倉院第四の御子

この最初の筆は唯すなはに卒直に書かれてあるやうであつて、午釣の重みがある。事件の中心となり給ふ後鳥羽院の御事を冠頭より何の前置もなく書き出されるところに作者の卓越した書振とたくまぬ技巧があらはれてゐて最初からこの事件に 讀者の心を集中せしめる。次の章

その年の春の頃建禮門院后宮と聞えし御腹の第一御子三つになり給ふに位を譲りて 御門はおり給ひにしかば平家の一ぞうのみいよく 時の花をかざり添へて花やかなりし世なれば掲焉にもしてな

され給はず 院さへかくれさせ給ひにしかばいよいよ位などの御望あつべくもあらはしそさかりし

と御退位の御事を述べた章

御年十九 位におほしやすこと十三年なりき。今日あす二十ばかりの御齡にていとまだしかるべき御事なれどもよろづ處せき御有様よりはなかく安らかに御幸など御心のまゝならむとにやに於ては武家の専横に對する御不平を洩らしてゐる。いやそれは尊王心あつて作者の歎息であり憤りでもあつた。一天萬葉の御位の御事に口をさしはこ

むこへ不敬ゆるし難いのに外戚なるを益にきて朝廷  
の御事に一々己れの意を通さんとする武家の専横は  
増みてもあまりある。その大不忠の報ひか平家は壇  
の浦の滄屑と消えはてたがこれにまつた源氏は鎌倉  
に幕府なるものをひらいて神代よりこの方ひきつづ  
いての尊い御親政をこへ犯し奉るに至つた。その臣  
下としてあるべからざる不道。源氏討伐を思ひたら  
給ふに後鳥羽上皇の御決意はかゝるところに存し  
にものと拜せられて恐れ多い。作者がそれら武家の  
横暴を慨嘆する心持はいはす語らずの中に讀者の心  
に通つて深い感銘を與へる。

この武家の横暴を御心にかけてせられこれを討滅  
して御代の汚れを除き神代ながらの美しき國体にか  
へさんとの心願をあそばした。後鳥羽上皇はさすが  
おもしろくより勝れておられた。その大日本國の  
御あつととして恥ぢ給はぬ御器は早くからあらはれ  
給ふて御祖父君 後白河法皇に見出だされ給ふた。  
そして御兄三の宮を凌いで御位につき給ふてよりは  
御恵あまわくひとへに安らけく御代を清治めあそば  
された。その御者様は  
四方の波風静かに吹く風も枝をならさず古語り民  
安くして遍き御うつくしびの波秋津島の外まで流

れ繁き御惠筑波山の陰よりし深し

の美句につきてある。又

御門いとおよすげて賢くおほしませば法皇もいみじう美しと思さる。

よろづの道々に明らけくおほしませば國にぞえある人多く昔に恥ぢぬ御代にぞありける。中には敷島の道なむすぐれさせ給ひける。御歌數知らず人の口にある中にも

奥山のおどろの下も踏みわけて道ある世ぞ人に知らせむ

と侍るこそまつりごと大事と思されけるほどし

く聞えていといみじくやむごとなくは侍れ

等の章によつて 上皇が非凡なる御才能をもち給ひ

し上にも更にまつりごとを大事と思し召された御事

ども伺はれて恐れ多い。ことに奥山のおどろの下も

の御製には深く強い御意志を拜察することが出

来る。次に 土御門上皇の御事に及んでは

御本位も父の御門よりは少しぬるくおはしましけ

れと御指深う物の哀れなど聞し召しすべさずそあ

りける。

といひ 順徳上皇の御事を書いては

御心ばへは新院より少しかゝめてあざわかにぞ

おはしまりける。御才も大和唐土かねていとやむ  
ごとなくもの給ふ。  
といつて承久の乱に御父 後鳥羽上皇と同日御心で  
軍の事など御命令あそばした 順徳上皇とあまりそ  
の方面の事に御関係あそばさなかつた 土御門上皇  
その御二方の御性質の御差違をこゝに明らかに述べ  
奉つてある。

實にこの「おどろの下」の一文は増鏡二十卷の書き出  
しであると共に、来べき承久の御企即ち新島守の前  
提として見るべきところある文である。

### 新島守

歴史的にいへば承久の乱。その顛末を筋道正しく  
趣深く述べてある。作者の職見の高さが各所にあら  
はれてみて力強い。

源頼朝は治承四年石橋山に兵をあげ終に鎌倉に幕  
府をひらいたが正治元年五十三でなくなつた。その  
あとをついだ頼家弟實朝そして執權として勢力をし  
つ時政その子宗時義時その一人々々の面目が文中に  
躍如としてある。殊に實朝は後に鶴岡八幡で頼家の  
子公暁にうたれたが父のあとを継ぐべき器量人であ  
つた。

この大臣は大方心ばえ麗はしく猛くも優しくもよ  
ろづめやすければことわりにも過ぎて武士の靡き  
従ふさまも父にも起えたり。いかなる時にかあり  
けむ

山はさけ海はあてなむ世なりとし君に二心我が  
あらめやも

とぞ詠みける。

といつて、將軍として鎌倉武士の間にいり日本全国に  
重きをなしてみながらし、勤王の志は忘れなかつたこ  
とを特筆してある。この實朝にしても後の世の織田  
信長にしても日本國に命令すべき器量と勢力とをも

つてはあはれけれども常に 皇室の御事にほ心をくだ  
いて勤王の誠をあらはしたのほさすがに日本國民で  
あつて皇國の尊嚴なる所以である。

やがて 院の御企もだんくりに洩れ聞えて天下の  
風雲は動搖し始めた。その頃は鎌倉では實朝は死に  
藤原頼經は將軍とはいふものゝ實權は執權義時にあ  
つたが御企のあらはれるや我が子泰時弟時房を頭に  
大軍を都に向はせて。その間の消息は實に要を得て  
てきばきと書き下してある。

かくて打出でぬる又の日思ひかけぬ程に泰時唯一  
人艱をあげて馳せ来たり。父胸打騒ぎて「いか」と



同様に軍のあるべきやう大方の捷なごは仰せの  
如くその心を得侍りぬ。若し道のほとりにも圖ら  
ざるに鳳輦を先立て、御旗を揚げられ臨幸の嚴重  
なるに参り逢へらばその時の進退如何侍るべから  
む。この一言尋ね申さむとて一人馳せ侍りよとい  
ふ。義時とばかり打ち案じておこくも伺へるを  
の子かな。そのことなり。まさし君の御輿に向つ  
て弓を引くことはいかゝあらむ。とばかりの時は  
兎を脱ぎ弓の弦を切りて偏にかしこまりを申して  
身を任せ奉るべし。――  
こゝにも日本の國民の間にのみ見られる美しい一面

があらはれてゐる。そもく我が國民の中にはこの  
皇室は絶対に犯すべからざる尊嚴なるもの。天皇は  
我等の神であり主であり父にまします。我等はこの  
上御一人を中心とし睦みあひつゝ忠勤を勵んでこそ  
眞に國家を隆盛にし又我等の幸福をか得ることが  
出来るのである。といふ觀念が自づと流れてゐるので  
はないであらうか。これこそ我が大和民族の他の民  
族と異るところ。世界に誇るべき美点である。私共は  
ますくこれを發揚して皇國の御光を世界に輝か  
して行かなければならない。  
さて泰時時房の軍が都になだれ入るや御方の軍は

御運つたなく一にまりもなくたおられてしまつた。か  
がて鎌倉から言ひよこすかまゝに本院隠岐へ  
新院は佐渡へ中院は土佐へそれ〴〵御遷幸になつた。  
恐れ多い御事である。これを捉てつた義時の罪はゆ  
つゝ難い。一天萬乗の貴い御身もて御肉親の女院宮  
宮とも別れ給ひ御不自由多き御旅路を人も住まぬ彼  
方へと御輿を進め給ふ御心の中はいかばかりむいら  
せられに御事であらう。中院の遷幸の御有様を述べ  
て

いとあやうき御手輿にて下らせ給ふ道すから雪  
かき暮し風吹々荒れ吹雪して来り方行く先も見え

ずいと堪へがたきに御袖もいたく凍りてわりなき  
こと多かるに

うき世にはかかれとてこそ生れけぬことわり知  
らぬ我が涙かな

唯々恐れ多い御事である。後鳥羽上皇の御事に至つ  
ては筆はます〴〵涙へ恐れ多きこの身に〴〵みて覺える。  
涙をとゝめ難い。

藐姑射の山の峯の松もろく枝を連ねて千代に  
八千代を重ね霞の洞の御住居幾春を経ても空ゆく  
月日の限り知らず長閑けくおはしましぬべかりけ  
る世をありありてよしなきいとあはれに今はかく花

の都をさへ立別れおのが散りくくはさすらへ磯の  
苦屋に軒を並べておのづから言問ふものとは浦  
に釣する蟹舟塩焼く煙の靡く方をし我がふるさ  
とのしるべかとはかり眺め過さて給ふ御住居とも  
はそれまでと月日を限りたむだに明日知らぬ世  
のうしろめたさはいと心細なるべし。まいていつ  
をばてとかめぐり逢ふべき限りになく雲の浪煙  
の波の幾重とも知らぬ境に世を盡くし給ふべき御  
孫ども口指しといふもおろかなり。潮風のいと  
こらたく吹き来るを聞き召して  
我こそは新島守よ隱岐の海の荒き波風心して吹

又  
け

隱岐には浦よりをらのほるく霞み渡れる空を  
眺め入りて過ぎに一方かきつくもおもほし出づる  
に行方なき御涙のみぞとまらぬ。

羨み長き日影の春にあひて汐くむ蟹も袖には  
すらむ

かうして御淋しく過ぎに御事ども思ひ出で、御袖  
に泣いていらせられたるに都の夜寒に思ひやり  
給ふての御生母七條院からの御消息はどんなに院を  
お喜びせし御淋しくもおとせ申した事であらう。

垂乳根の消えやらで待つ露の身を風より先にいか  
で問はまし

緒

と詠み給ふに御心中は御察しするにあたりある。又  
昔愛じ給ふに寵臣家隆の二位の和歌所の昔の面  
影かすくし忘れ難う或は寝ごめして聞かぬをきいて  
わびしきは荒磯浪の暁のこゑ等と書きよこしたのを  
御覽じてはその昔を忘れぬ心を喜び給ふと共に院席  
自ら和歌の浦にかりたらあこらせ給へるそのかみを  
覺し出でられて御涙もまこらせ給ふに御事であらう。

承久の御企の結果はあはれにあこまりくあつた。  
この章を讀むもの誰か自づとひき入れられて涙せぬ  
ものがあらう。あゝ餘韻切々として深く身にしみ  
のを覺える。

久未の皿山

後醍醐天皇隱岐御遷幸の章御受難の記である。こ  
の章に至つて作者の筆は訝えに訝え殆んどその頂点  
に達しにかのやうである。恐れ多くも御口措きも御  
不自由な日々の御生活の御有様御心細い御遷幸の御  
みらすからの御様子などを如實に趣き深いまに記  
しにそのもの悲しいいらべは六百年後の今これを讀

む者の胸に涙をもつて迫る力をもつてみる。或は泣くが如くむせおが如きその悲曲にきこ入る時私は私の身が今何處にあるかを覚えすいつかその御有様を目のあたり見し当時の人々と共に恐れ多きにむせび泣いてみる私の心を見出すのである。

御門は未だ六波羅におはします。ささらぎの頃空のけしきのとわか霞み渡りてゆるらかに吹く春風に軒の梅なつかしく薫りきて鶯の声麗かなうしうれほしき御心地には物うかう音にのみ聞し召しなされる。ことわりなれどかの上陽人の宮のうら思ひよそへらる。長き日影もいと暮し難き御慰め

にと用え給ひけむ。中宮より御琵琶奉らで給上ついでにいさゝかなる物のほしに

思ひやれ塵のみ積り四つの緒に拂ひしあへずかかう涙を

げにと思し召しやうだいにいと悲しくして玉水のながるゝやうになむ。

かきたてし音を絶らほて、君戀ある涙の玉の緒とぞなりけり

一天萬葉の尊き天子こへこの悲しみをあらんにならなければならぬのであらうか。

終に隱岐の國へ遷し奉るべしとして彌生の初の七日

に都を出でさせ給ふ。今ほど聞召す御心惑ひども  
言へば更なり。所々のなげき近ふつかうまつりし  
人々の心地ども置所なく悲し。御門も限りなく御  
心措しむべし。いとかうしむ人に見えじとかつは  
思し静むれどあわにくに進み出づる御涙をもて隠  
しつゝおはします。古りにしことを思し出づるに  
も立返り又世を安く治めむことのいと難ければよ  
ろづ今をとらぬにこそと思しぬぐらすに人やりな  
らす口措しき契加はりけり前の世のみぞ盡させず  
根めしき。

つひにかゝ沈み果つべき報あらば上なき身とい  
ふに在れけむ

唯々拜察すに恐れ多い御心境であらせられる。  
この上なき御身と在れ給ひなばこの憂目を御らん  
になうのは何の爲であらう。唯國の爲民の爲に彼の  
先の帝の御意志をつぎ給ふに故である。そして逆  
賊をたほし安らけき世にかへさむと思ひし立にれた  
が故である。常に國の安寧と民の幸福の爲には御身  
をおかへり見にならない。天皇の御仁慈の御心は唯  
畏い極みである。

哀れとはなれも見らむ我が民を思ふ心は今も變  
らず

ふとすたは言葉のほしにし、かうお詠みになつていら  
つしやる。

花の春まに見むことのかたきかな同し道やげ住ま  
かへるとも

聞きおきし久未の四山越え行かむ道とはかねて思  
ひわけせし

立ち返り越え行く関と思はばや都に聞きし逢坂の  
山

折々に詠ませ給ひしかうしに御製にも御遷幸の御心  
細き御有様が拜察されり。

さはいへどこの國のあるしとて去をいみじう詠め

さて給へりければにやあらむ。いと懇にのみつか  
うまつれり。古への御幸どもはかうはあらざりけ  
りとぞ蓄きこと知れる人々いひ侍りけり。

一度は隱岐の海のはてにまを御遷幸あらせられにけ  
れどもさすか御慈み深き御治世の御報ひにか先の承  
久の成例とは異つて都に遷幸あそばされる盡きせぬ  
御運の程はかうしにところに見えてみて頼むしい。

隱岐の小島の御坐治は哀れに御淋しい御有様では  
あつたが絶えず御精進あそばす御勤行に頼むし御  
夢見さへあらはれて御心強く思ひ召すこともあつた。  
さうする中にも都の方では大塔の宮楠木正成等或

は熊野に吉野に忍びく兵をかたらひ給ひ或は金剛  
山千早にいかめしい城をつくつて猛き武士を集めり  
など同じ心に色々と世を回さむ謀を練り給ひ着々と  
して實現して行つた。

わがて 帝は隱岐の島をのがれ出て給ひて伯耆の  
名和長年の城に入らせ給ふ。新田義貞は東に兵を擧  
げて鎌倉に攻め入る。かうして灰色であつた日本國  
に建武中興の明るい曙が光を投げかけた。

昔ばに沈むうらみをおきの海に波にらかへる今を

かゝるべき

この歌はこの間の民の心の喜びをあらはし、そして来

るべき新興日本を明らかに期待する國民の心持を表  
現してゐる。



